

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	8,921	8,866	8,806	8,607
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8,921	8,866	8,806	-
執行額(百万円)	8,893	8,793	8,719	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給					年度	○
		-						-	
		年度ごとの目標							
	② 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	○
		-	91.2	90.9	89.4	91	89.5	80	
		年度ごとの目標値						80	
	③ 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		-	81.2	82.7	82.4	81.9	64.1	80	
		年度ごとの目標値						80	
	④ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	-
		-	83,279人 85.20%	83,265人 85.60%	82,373人 88.06%	集計中	-	60,000人 及び75%	
		年度ごとの目標値						60,000人 及び75%	
	⑤ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	-
-		82,236人 86.78%	83,954人 85.10%	82,186人 85.30%	集計中	-	60,000人 及び75%		
年度ごとの目標値							60,000人 及び75%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①公健法の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進等により、被認定者の補償給付を着実に支給し、目標を達成するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。 ②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標とし、当年度においても目標を達成した。 ③公健法第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により目標に達しなかった。 ④・⑤環境保健施策基礎調査のうち環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成することができた。
	施策の分析	①自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。 ②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民、事業従事者等のニーズを踏まえた研修とするため、アンケート調査を実施し、その結果をカリキュラムの見直しに反映させている。 ③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で呼吸器疾患を基礎疾患に持つ被認定者の参加割合は64%にとどまった。 ④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表をしている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 公健法の被認定者への公正な補償給付等、同法による健康被害予防事業の推進、環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。 【測定指標】 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による一部の測定指標を除き、目標を達成している。依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課保健業務室	作成責任者名	黒羽真吾(保健業務室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------------	--------	--------------	----------	--------

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	13,107	11,770	12,158	11,947
	補正予算(b)	▲ 305	-	▲ 97	-
	繰越し等(c)	▲ 85	▲ 92	154	-
合計(a+b+c)	12,717	11,678	12,215	-	
執行額(百万円)	12,149	11,305	11,563	-	-
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	○
	-	-	-	-	-	-	-	○	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	②水俣市の観光入込客数	基準値	実績値					目標値	達成
H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	×		
510,360	519,678	510,360	495,849	477,341	251,026	560,000	×		
年度ごとの目標値	475,000	481,000	481,000	481,000	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、近年、目標値を上回っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け目標値を下回った。
	施策の分析	①水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の支給については滞りなく行うことができ、今後についても着実な事業実施を継続していく必要がある。 ②水俣市への観光入込客数については、令和元年度より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け観光客数が減少しているが、事態終息を見据えた誘客施策の検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①水俣病患者に対する療養費の支給 【測定指標】 水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。 【施策】 ②水俣市の観光入込客数の増加 【測定指標】 令和4年度で第6次水俣市総合計画が終了するため、現在の状況を踏まえて来年度新たに水俣市が策定する第7次水俣市総合計画によって定める目標値を用い、施策の測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名	海老名英治(特殊 疾病対策室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	---------------------	----------	--------

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	713	686	662	714
		補正予算(b)	—	—	673	—
		繰越し等(c)	—	—	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	713	686	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	601	639	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	各年度	-
		173	98	96	90	92	-	120	
		年度ごとの目標値	120	120	120	120	120		
	2. 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R6年度	○
		-	-	-	-	-	32	前年度以上の自治体数	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	30		
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					R3年度	○
		-						報告書に沿った必要な調査や措置を実施	
		年度ごとの目標値							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	<p>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日、平成30年度は90日、令和元年度は92日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、令和元年度末までに14,981件(平成30年度末:14,012件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>・石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体による既往検診を活用した石綿関連疾患の読影(一次読影)と国が委託する専門家による読影(二次読影)結果と医療機関による精密検査結果を照らし合わせることにより、自治体の石綿読影精度確保に向けた知見を収集した。</p> <p>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。  ○石綿による肺がんに関する医学的知見の調査。  ○石綿肺がんの特化したリーフレット等により、医療従事者向けに周知。  ○環境省の調査業務を元に、(独)環境再生保全機構HP上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害救済制度の認定業務については引き続き着実に実施する。</li> <li>・石綿ばく露者の健康管理について引き続き読影調査を実施し知見を収集していく。</li> <li>・石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、医学的知見の調査を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害救済制度認定業務の測定指標として、申請から認定・不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。</li> <li>・石綿ばく露者の健康管理の測定指標として、読影調査実施自治体数を前年度以上とする。</li> <li>・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。</li> </ul>			
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。</li> <li>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめた。</li> </ul>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月))</li> <li>・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))</li> </ul>				
担当部局名	環境保健部 石綿健康被害対策室	作成責任者名	吉住奈緒子(石綿健康被害対策室長)	政策評価実施時期	令和3年8月

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	<p>健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。</p> <p>①花粉症や黄砂、紫外線等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。</p>					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	81	158	158	192
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	81	158	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	66	151	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定) ※熱中症					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		1	1	2	1	1	0	1	
		年度ごとの目標値	1	1	1	1	1		
	②熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
		1,343	3,277	3,313	4,413	4,679	4,284	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
89.8		98.6	95.5	92	93.5	89	100		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>(判断根拠)</p> <p>①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂することを目標としている。令和2年度は電磁界のマニュアル「身の回りの電磁界」を改訂予定であったが、改訂業務を契約した請負事業者が業務内容に関する認識が不十分であり業務を履行する事が困難との申し出があったため、契約解除とした。そのため、当初予定していたマニュアル改訂を実施できず、一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集のみを実施した。</p> <p>②、③:熱中症に関する普及啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して減少したが、約9割の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けはなされていると考えられるが、暑くなる前から熱中症対策を行った自治体の割合は漸減していることから、今後も一層普及啓発に取り組んでいく必要がある。</p>

評価結果	施策の分析	<p>①: 黄砂や花粉症等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。</p> <p>②、③: 熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを改訂し、2021年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①: 今後も引き続き、黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③: 今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや令和3年度に開始した熱中症予防強化キャンペーンにおけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2021年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。</p> <p>【今後の政策展開】</p> <p>令和3年3月25日に環境大臣を議長として関係府省庁の局長級が参加した「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」を策定した。「熱中症対策行動計画」に基づき、熱中症予防強化月間に代わり、毎年4月～9月に熱中症予防強化キャンペーンを実施することとしており、引き続き、関係府省庁と連携して、熱中症対策の普及啓発を実施する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①: 黄砂や花粉症等の普及啓発資料の改訂回数を指標とする。</p> <p>②、③: 環境省では、環境負荷削減の観点から審議会等のペーパーレス化が推進されており、地方自治体へ送付する各種マニュアル、ポスター、リーフレットといった熱中症普及啓発資料数は減らす方針である。そのため、熱中症対策シンポジウム等への参加者数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>黄砂や紫外線、花粉症等の健康影響については、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p> <p>熱中症対策や「熱中症警戒アラート」等の情報発信について、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①令和2年度 一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集業務報告書 令和元年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成31年度 紫外線環境保健マニュアル改訂業務報告書</p> <p>②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020等</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	太田志津子(環境安全課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	--------	---------------	----------	--------